

大増税時代 2005年から2007年の3年間

2005年(H17)

1月 ◆老齢年者控除(一律50万円)の廃止

※老齢年者控除とは→65歳以上で所得が1,000万円以下の老年者は48万円(所得税は50万円)控除された。平成16年度の地方税法改正で平成18年1月廃止が決定していた。退職金所得なども含まれる。

◆住宅ローン減税の縮小(50万円→40万円)

※縮小計画/2004(H16)年→最高50万円、05(H17)年→40万円、06(H18)年→30万円、07(H19)年→25万円、08(H20)年→20万円。

4月 ◆雇用保険料引き上げ(一般/17.5→19.5)

※料率引上げ(一般の事業)
2001(H13)年 4月:11.5(主7.5、労4.0)→15.5(主9.5、労6.0)
2002(H14)年10月:15.5(主9.5、労6.0)→17.5(主10.5、労7.0)
2005(H17)年 4月:17.5(主10.5、労7.0)→19.5(主11.5、労8.0)

◆国民年金保険料引き上げ

※2004年6月の国会で年金改革法案(自公の100年安心プラン)強行成立で、国民年金保険料(月額13,300円)→毎年280円ずつ引上げ、16,900円で固定。

◆国立大学授業料引き上げ(年間標準:520,800円→535,800円)

※1975年度に全国一律36,000円で統一され、現在は520,800円。04年4月からの国立大法人化に伴い、05年度からの授業料は各校の判断で決定する。政府が目安として「標準額」を設定したので、全国53の国立大では15,000円引上げ、535,800円となる見込み。

6月 ◆配偶者特別控除の部分廃止(個人住民税で最大33万円)

※2003年の税制改革で個人所得税で「配偶者特別控除」が縮減→配偶者り合計所得が76万円～103万円未満の特別控除(最高38万円まで)が廃止された。非課税限度額(103万円)～141万円の場合は、3万円～38万円で縮減控除され、「配偶者控除」は廃止された。

◆個人住民税の均等割の見直し(対象拡大と段階廃止)

※個人住民税の均等割は人口規模によって金額がちがっていたが、平成16年以降の市町村民税の均等割における人口区分を廃止し、税額を年額3,000円で一本化された。また、同居(生計同一)の妻などに対する「非課税措置」が2005年度から段階的に廃止され、所得金額が一定の金額(パート収入100万円)を超える者に均等割を課税されることになった。2005(H17)年度は2分の1、2006(H18)年度から全額課税されることになった。